

指定通所介護 総合事業通所型サービス 利用契約書

○指定通所介護・総合事業通所型サービス
「契約書」

○指定通所介護・総合事業通所型サービス
「重要事項説明書」

○「サービス利用料金表」



デイサロン こまば
(デイサービス)

社会福祉法人愛隣会 since1946

当事業所では介護保険法の定めに基づき、お客様への重要事項説明と利用契約の締結を行っています。文書の内容は消費者保護の視点に立ち、東京都のモデル文書に準じたものとなっています。本書は大切に保管して下さい。

指定通所介護・総合事業通所型サービス

「契約書」

(令和6年6月1日現在)

様（以下、「お客様」といいます）とデイサロンこまば（以下、「事業者」といいます）は、事業者がお客様に対して行う通所介護・総合事業通所型サービスの提供について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、お客様に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、お客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護・総合事業通所型サービスを提供し、お客様は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は令和 年 月 日からお客様の介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の5日前までに、お客様から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（通所介護計画）

事業者は、お客様の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」（ケアプラン）に沿って「通所介護計画・総合事業通所型サービス計画書」を作成します。事業者はこの「通所介護計画・総合事業通所型サービス計画書」（デイサービスのケアプラン）の内容をお客様およびそのご家族に説明し、了承を得ます。

第4条（通所介護の提供場所・内容）

1. 通所介護・総合事業通所型サービスの提供場所は駒場苑です。所在地および設備の概要は【重要事項説明書】のとおりです。
2. 事業者は、第3条に定めた通所介護計画・総合事業通所型サービス計画書に沿って通所介護を提供します。
3. お客様は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者はお客様と協議し、できるだけ希望に添えるようにいたします。

第5条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は、通所介護・総合事業通所型サービスの提供に関する毎回の記録を作成し、契約終了後2年間は保存します。
2. お客様は、事業者の営業時間内にその事業所にて、お客様に関する記録を閲覧できます。
3. お客様は、ご自分に関する記録の複写物の交付を有償実費で受けることができます。

第6条（料金）

1. お客様は、サービスの対価として【サービス利用料金表】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日頃までにお客様に送付します。
3. お客様は、当月の料金の合計額を翌月末日までに、予め指定された方法で支払います。
4. 事業者は、お客様から料金の支払いを受けたときは、お客様に対し領収証を発行します。

第7条（サービスの中止）

1. お客様は、事業者に対して、サービス提供日の前日の午後5時までに通知をすることによ

- り、料金を負担することなく、サービス利用を中止することができます。
2. お客様がサービス提供日の当日にサービスの中止を申し出た場合、および、何らの連絡もなしにサービスの提供に欠席された場合は、事業者は、お客様に対して【サービス利用料金表】に定める計算方法により、キャンセル料を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
3. 事業者は、お客様の体調不良等の理由により、通所介護・第一号通所サービス（予防給付相当サービス）の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【重要事項説明書】に記載したとおりとします。

第8条（料金の変更）

- 事業者は、介護保険制度の改正により介護給付費体系の変更があった場合、消費税の変更があった場合、その他変更が必要と思われる事象が発生した場合に、当該サービス料金（利用料、食費、活動参加費等）の変更を申し入れることができます。
- お客様が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【サービス利用料金表】を作成し、同意書をお互いに取り交わします。
- お客様は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- お客様は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、お客様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 事業者はやむを得ない事情がある場合、お客様に対して、1カ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 次の事由に該当した場合は、お客様は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - 事業者が守秘義務に反した場合
 - 事業者がお客様やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - 事業者が破産した場合
- 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - お客様からのサービス利用料金の支払が2カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
 - お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またはお客様の入院もしくは病気等により、3カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - お客様またはそのご家族が事業者や当事業所従業員または他のお客様に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - お客様が介護保険施設に入所された場合
 - お客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - お客様がお亡くなりになった、もしくは被保険者資格を喪失した場合

第10条（秘密保持）

- 事業者およびその従業者は、サービス提供をする上で知り得たお客様およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 事業者は、お客様から或いはご家族様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、お客様或いはご家族様の個人情報を用いません。

※ 運営主体の社会福祉法人愛隣会の定期通信物・インターネットのホームページ・デイサービス新聞等に活動内容について写真等掲載する場合があります。不都合がある場合は事前にお申し出ください。

第11条（事故発生時の対応）

1. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかにお客様の家族、居宅介護支援事業者、区等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
2. 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
3. 事業者は、お客様に対するサービス提供により発生した事故等により顧客の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行っている時にお客様の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師やご家族または緊急連絡先へ連絡すると共に速やかに必要な措置を講じます。

第13条（身体拘束について）

事業者は、サービス提供にあたり、ご利用者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、ミトン型手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ服）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。やむを得ない場合は、ご利用者・ご家族・担当医師の了解を得て身体拘束を行うことがあります。この場合、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明及び同意書」を取り交わすこととします。

第14条（高齢者虐待防止についての責務）

1. 事業者は、ご利用者への虐待防止のため、高齢者虐待防止法に基づいた措置を講じます。
2. 事業者は、従業者による、身体的・心理的・性的・経済的虐待、介護放棄等を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに自治体へ通報します。
3. ご利用者は、従業者に虐待を受けた場合、その旨を自治体に届けることが出来ます。また、届け出た事を理由として不利益な扱いを受けることはありません。

第15条（連携）

1. 事業者は、通所介護・総合事業通所型サービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 事業者は、この契約に基づいて作成されたお客様の「通所介護計画・総合事業通所型サービス計画」をお客様の担当介護支援専門員に送付します。

第16条（相談・苦情対応）

1. お客様は、事業所より提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業所、区または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、顧客からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供したサービスについてお客様から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は、お客様が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
3. 事業者の苦情相談窓口は【重要事項説明書】のとおりです。
4. 事業者は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。
 - ① お客様や従業者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。
 - ② 苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。

第17条（本契約に定めのない事項）

1. お客様および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、お客様および事業者は、お客様の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、お客様、事業者が双方署名押印の上、各1通ずつ保有するものとします。

【署名 押印欄】

■ 契約締結日 令和 年 月 日

■ 事業者

＜事業者名＞ デイサロンこまば（事業所番号1371000660）
＜所在地＞ 〒153-8516 東京都目黒区大橋2丁目19番1号
＜代表者名＞ 施設長 坂野 悠己 印

■ お客様（ご本人）

〈ご住所〉 〒

＜お名前＞

■ 家族様（□ 署名代行者）

〈ご住所〉 〒

＜お名前＞

デイサロン こまば
指定通所介護・総合事業通所型サービス
「重要事項説明書」

(令和6年4月1日現在)

1. 当事業所の責任者

- ・駒場苑施設長 : 坂野 悠己
- ・デイサロンこまば管理者 : 坂野 悠己
- ・連絡先 (駒場苑代表番号) : 03-3485-9823
- ・デイサロンこまば直通電話: 03-3485-9829

2. 通所介護の内容

- (1) 営業日 : 年末年始・日曜を除く月～土曜日
- (2) 営業時間 : 8:30～17:30 (サービス提供時間は 9:00～17:00)
- (3) 営業場所 : 目黒区大橋2丁目19番1号 特別養護老人ホーム駒場苑2階
- (4) 設備等 : 食堂兼リビング・浴室・トイレ・送迎車両等
- (5) サービス内容

通所介護計画・総合事業通所型サービス計画に沿い、ご自宅からの送迎、昼食やおやつのご提供、心身活性化の為の各種アクティビティーのご提供を行います。また、ご希望の方には入浴のサービスも実施しています。(ご利用の際には、別途利用料金が必要です)

3. 当事業所の概要

1) 提供できるサービスの種類

| | |
|-----------------|--|
| 名称 | デイサロンこまば |
| 所在地 | 〒153-8516 東京都目黒区大橋2丁目19番1号 駒場苑内 |
| 事業所番号 | 東京都指定 1371000660 |
| 送迎サービスを提供する対象地域 | 目黒区、世田谷区、渋谷区をサービス提供区域としておりますが、交通事情により、実際の送迎エリアは上記の一部となっています。 |

2) 職員の体制

| 職種 | 資格 | 員数 |
|-------------------------|---------------|---------------|
| 管理者 | 社会福祉主事 | 1名(特養兼務) |
| 生活相談員 | 社会福祉主事・介護福祉士等 | 2名(介護職員兼務) |
| 看護職員(看護師・准看護師) | | 2名以上 |
| 介護職員(介護福祉士・ヘルパー養成講習修了者) | | 7名以上(2名相談員兼務) |
| 機能訓練指導員 | | 2名(看護職員兼務) |
| 管理栄養士 | | 1名(特養兼務) |
| 事務職員 | | 1名 |

3) 当事業所の設備等

| | | | |
|----------|-------------------|--------|-----------------------------|
| 定 員 | 1日あたり23名 | 静養コーナー | ベッドで横になれます |
| 食堂兼機能訓練室 | 154m ² | 相談室 | 介護相談も承ります |
| 浴 室 | ひのきの個浴 があります | 送迎車両 | リフト付き車両やステップ付き 車両が3台あります |

4. 当事業所の提供するサービス内容等

- ①健康管理 デイサービスご利用の都度に体温と血圧を測定しております。また看護職員が視診により心身の体調を観察いたします。異常がある場合には、ご家族様への連絡や主治医への連絡をとります。体重測定は月に一度実施しております。昼食後の服薬が必要な方はお申し出下さい。服薬確認をいたします。
- ②お食事 昼食および各種お飲み物・おやつの提供をいたします。
食事の内容は施設管理栄養士の管理の下、栄養バランスのとれた美味しい食事を提供出来るように心がけております。(調理は専門業者に委託しています)
- ③お風呂 ご自宅で入浴することが困難な方を対象に入浴のサービスを提供しています。
安全に入浴出来るように介護職員が介助・見守りをいたします。
入浴をご希望の方は、あらかじめ主治医の先生から注意点を聞いていただく場合がありますのでご了承下さい。
- ④トイレ サービス提供時間中、排泄の見守りや介助をいたします。オムツやパッドを使用中の方は、交換用のものをご持参下さい。(事業所でも有償で用意しています)
- ⑤連絡帳 ご家族とデイサービス職員との連絡ツールです。お気付きの点や連絡事項等ありましたら何なりとご記入下さい。ご利用の都度ご持参下さい。
- ⑥送迎 お客様のご自宅玄関からの送迎を基本としています。但し、交通事情や送迎車両の運行の関係で、一部制約が発生する場合もあります。利用の際にお客様とご利用方法について詳細に打ち合わせをさせていただきます。また、安全運行を心掛けておりますので、お約束の時刻と前後する場合もありますが、予めご了承下さい。
- ⑦ご見学 当デイサービスはご家族様のご見学は自由です。事前にお電話にてお申し込み下さい。(インフルエンザ等、感染の可能性がある病気の方の見学はお断りいたします)
- ⑧その他 ご利用にあたって、食べ物の持ち込みはお断りしています。また、他のお客様や当事業所従業員との物品や金品の授受は出来かねますのでご了承下さい。

5. サービスの利用方法

1) サービスの利用開始

まず居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に利用希望をお申し出下さい。

担当の介護支援専門員がお決まりでない場合でも、お電話等でお申し込みいただければ、当事業所の職員がお伺いし、介護保険に基づいた利用方法のご相談に乘ります。

各種の介護保険上の手続きが済み次第、お客様と利用契約を結び、通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所された場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が倒産した場合、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内にお支払いがない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の通所介護・総合事業通所型サービスについて

1) 運営の方針

当事業所の通所介護・総合事業通所型サービス従事者は、お客様の要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、お客様お一人おひとりが可能な限りそのご自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらにお客様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援や心身の機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。

2) 情報公開について

当事業所では東京都の指導に基づいて、介護サービスの内容や運営状況の情報を公表しております。下記のホームページで閲覧することが可能です。

『東京都介護サービス情報公表システム』 <http://www.tokyo-jkc.jp/kaigosip/Top.do>

『東京都福祉サービス第三者評価制度』 <http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

7. 健康上の理由による中止

- ① 風邪や病気の際は、他のお客様への配慮からサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪いと判断された場合、或いはご利用中に体調が悪くなった場合は、サービス内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

●緊急連絡先【デイサービス利用中に連絡の取れる電話番号をお知らせ下さい】

別紙「ご利用相談票」に記載済み

8. 料金について

1) サービス利用料金

【サービス利用料金表】参照

※介護保険制度の改正により介護給付費体系の変更があった場合や、消費税率が変わった場合等は、当該サービス料金を変更出来るものとします。

2) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

| | |
|----------------------------------|------------|
| ①ご利用日の前日（日曜日前日）17時までにご連絡いただいた場合 | 無 料 |
| ②ご利用日の前日17時以降～当日にご連絡、又は連絡がなかった場合 | 750円（食費実費） |

3) 利用料金の支払方法

毎月、翌月の15日頃までに郵送にて請求書を発行いたしますので、同月末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、「郵便局からの振込」「駒場苑1階窓口での現金支払」「金融機関からの口座自動引落し」の3通りの中から選べます。

9. サービス内容に関する相談、要望、苦情等の窓口

① 当事業所の通所介護に関する相談、要望、苦情等の担当者は以下の通りです。

・駒場苑施設長 坂野 悠己

連絡先は下記の通りです。担当者不在の場合は代わりの職員が対応いたします。

【駒場苑の利用相談総合窓口】(受付:年末年始除く平日 9:00~17:15)

電話番号 03-3485-9823 駒場苑1階事務所 総合相談窓口

デイ直通電話 03-3485-9829 2階のデイサロンこまば直通

② 目黒区役所介護保険課

当事業所の窓口以外に、区役所の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【目黒区役所 介護保険課 介護保険管理係】(受付:平日のみ)

〒153-8573 目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎2階

電話番号 03-5722-9574

③ 東京都国民健康保険団体連合会

苦情申立の対象が介護サービスの質に関するものであって、次の場合に該当するときには下記の相談窓口も利用できます。

【東京都国民健康保険団体連合会】(受付:平日 9:00~17:00)

苦情相談窓口専用 03-6238-0177 <http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp>

<対象> (1) 事業者、保険者(区市町村)等で取り扱うことが困難な場合

(2) 事業所所在地と利用者の居住地の区市町村が異なり、広域に影響が及ぶ可能性のある場合

(3) 苦情申立人が、国保連合会での苦情申立を特に希望される場合

10. 当事業所の運営法人概要

<名称>社会福祉法人愛隣会 代表者 理事長 小田切 弘光

<所在地>〒153-8516 東京都目黒区大橋2丁目19番1号

法人本部 03-3466-0264(代)

当法人は昭和21年より子育て支援から障害者・高齢者の生活支援・福祉・介護に至るまで幅広い福祉実践を続けています。

定款の目的に定めた事業は下記の通りです。

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・知的障害者厚生施設 | 目黒恵風寮の設置経営 |
| ・児童養護施設 | 目黒若葉寮の設置経営 |
| ・養護老人ホーム | 白寿荘の設置経営 |
| ・知的障害者通所厚生施設 | あゆみ園の設置経営 |
| ・保育所 | のぞみ保育園／めぐみ保育園の設置経営 |
| ・特別養護老人ホーム | 駒場苑の設置経営 |
| ・短期入所生活介護 | 駒場苑の設置経営 |
| ・通所介護事業所 | デイサロンこまばの経営 |
| ・居宅介護支援事業所 | ケアプランセンターこまばの設置経営 |
| ・認知症高齢者共同生活介護 | グループホームこまばの設置経営 |
| ・訪問介護 | 愛隣会訪問介護ステーションの設置経営 |
| ・都市型軽費老人ホーム | 氷川ホームの受託経営 |

ディサロン こまば サービス利用料金表

令和6年6月

1. 共通的サービス

| 基本部分 (8時間以上9時間未満) | 基本報酬 | サービス提供体制強化加算Ⅱ | 処遇改善新加算Ⅰ (9.2%) | 総単位数 | 地域係数 (×10.9) | 利用者1日負担額 (1割) | 利用者1日負担額 (2割) | 利用者1日負担額 (3割) |
|----------------------|------|---------------|--------------------|------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護1 | 669 | 18 | 63 | 750 | ¥8,175 | ¥818 | ¥1,635 | ¥2,453 |
| 要介護2 | 791 | 18 | 74 | 883 | ¥9,624 | ¥963 | ¥1,925 | ¥2,888 |
| 要介護3 | 915 | 18 | 86 | 1019 | ¥11,107 | ¥1,111 | ¥2,222 | ¥3,333 |
| 要介護4 | 1041 | 18 | 97 | 1156 | ¥12,600 | ¥1,260 | ¥2,520 | ¥3,780 |
| 要介護5 | 1168 | 18 | 109 | 1295 | ¥14,115 | ¥1,412 | ¥2,823 | ¥4,235 |
| | | | | | | | | |
| 基本部分 (7時間以上8時間未満) | 基本報酬 | サービス提供体制強化加算Ⅱ | 処遇改善新加算Ⅰ (9.2%) | 総単位数 | 地域係数 (×10.9) | 利用者1日負担額 (1割) | 利用者1日負担額 (2割) | 利用者1日負担額 (3割) |
| 要介護1 | 658 | 18 | 62 | 738 | ¥8,044 | ¥805 | ¥1,609 | ¥2,414 |
| 要介護2 | 777 | 18 | 73 | 868 | ¥9,461 | ¥947 | ¥1,893 | ¥2,839 |
| 要介護3 | 900 | 18 | 84 | 1002 | ¥10,921 | ¥1,093 | ¥2,185 | ¥3,277 |
| 要介護4 | 1023 | 18 | 96 | 1137 | ¥12,393 | ¥1,240 | ¥2,479 | ¥3,718 |
| 要介護5 | 1148 | 18 | 107 | 1273 | ¥13,875 | ¥1,388 | ¥2,775 | ¥4,163 |
| | | | | | | | | |
| 基本部分 (6時間以上7時間未満) | 基本報酬 | サービス提供体制強化加算Ⅱ | 処遇改善新加算Ⅰ (9.2%) | 総単位数 | 地域係数 (×10.9) | 利用者1日負担額 (1割) | 利用者1日負担額 (2割) | 利用者1日負担額 (3割) |
| 要介護1 | 584 | 18 | 55 | 657 | ¥7,161 | ¥717 | ¥1,433 | ¥2,149 |
| 要介護2 | 689 | 18 | 65 | 772 | ¥8,414 | ¥842 | ¥1,683 | ¥2,525 |
| 要介護3 | 796 | 18 | 75 | 889 | ¥9,690 | ¥969 | ¥1,938 | ¥2,907 |
| 要介護4 | 901 | 18 | 85 | 1004 | ¥10,943 | ¥1,095 | ¥2,189 | ¥3,283 |
| 要介護5 | 1008 | 18 | 94 | 1120 | ¥12,208 | ¥1,221 | ¥2,442 | ¥3,663 |
| | | | | | | | | |
| 基本部分 (5時間以上6時間未満) | 基本報酬 | サービス提供体制強化加算Ⅱ | 処遇改善新加算Ⅰ (9.2%) | 総単位数 | 地域係数 (×10.9) | 利用者1日負担額 (1割) | 利用者1日負担額 (2割) | 利用者1日負担額 (3割) |
| 要介護1 | 570 | 18 | 54 | 642 | ¥6,997 | ¥700 | ¥1,400 | ¥2,100 |
| 要介護2 | 673 | 18 | 64 | 755 | ¥8,229 | ¥823 | ¥1,646 | ¥2,469 |
| 要介護3 | 777 | 18 | 73 | 868 | ¥9,461 | ¥947 | ¥1,893 | ¥2,839 |
| 要介護4 | 880 | 18 | 83 | 981 | ¥10,692 | ¥1,070 | ¥2,139 | ¥3,208 |
| 要介護5 | 984 | 18 | 92 | 1094 | ¥11,924 | ¥1,193 | ¥2,385 | ¥3,578 |

| 基本部分 (4時間以上5時間未満) | 基本報酬 | サービス提供体制強化加算Ⅱ | 処遇改善新加算Ⅰ (9.2%) | 総単位数 | 地域係数 (×10.9) | 利用者1日負担額 (1割) | 利用者1日負担額 (2割) | 利用者1日負担額 (3割) |
|----------------------|------|---------------|--------------------|------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護1 | 388 | 18 | 37 | 443 | ¥4,828 | ¥483 | ¥966 | ¥1,449 |
| 要介護2 | 444 | 18 | 43 | 505 | ¥5,504 | ¥551 | ¥1,101 | ¥1,652 |
| 要介護3 | 502 | 18 | 48 | 568 | ¥6,191 | ¥620 | ¥1,239 | ¥1,858 |
| 要介護4 | 560 | 18 | 53 | 631 | ¥6,877 | ¥688 | ¥1,376 | ¥2,064 |
| 要介護5 | 617 | 18 | 58 | 693 | ¥7,553 | ¥756 | ¥1,511 | ¥2,266 |

| 基本部分 (3時間以上4時間未満) | 基本報酬 | サービス提供体制強化加算Ⅱ | 処遇改善新加算Ⅰ (9.2%) | 総単位数 | 地域係数 (×10.9) | 利用者1日負担額 (1割) | 利用者1日負担額 (2割) | 利用者1日負担額 (3割) |
|----------------------|------|---------------|--------------------|------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護1 | 370 | 18 | 36 | 424 | ¥4,621 | ¥463 | ¥925 | ¥1,387 |
| 要介護2 | 423 | 18 | 41 | 482 | ¥5,253 | ¥526 | ¥1,051 | ¥1,576 |
| 要介護3 | 479 | 18 | 46 | 543 | ¥5,918 | ¥592 | ¥1,184 | ¥1,776 |
| 要介護4 | 533 | 18 | 51 | 602 | ¥6,561 | ¥657 | ¥1,313 | ¥1,969 |
| 要介護5 | 588 | 18 | 56 | 662 | ¥7,215 | ¥722 | ¥1,443 | ¥2,165 |

総合事業(目黒)

| 基本部分 | 基本報酬 | サービス提供体制強化加算Ⅱ | 処遇改善新加算Ⅰ (9.2%) | 総単位数 | 地域係数 (×10.9) | 利用者1日負担額 (1割) | 利用者1日負担額 (2割) | 利用者1日負担額 (3割) |
|-------------------------|------|---------------|--------------------|------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| デイサロンこまば 要支援1(A6) | 1798 | 72 | 172 | 2042 | ¥22,257 | ¥2,226 | ¥4,452 | ¥6,678 |
| デイサロンこまば 要支援2(A6)週1日 | 1811 | 72 | 173 | 2056 | ¥22,410 | ¥2,241 | ¥4,482 | ¥6,723 |
| デイサロンこまば 要支援2(A6)週2日 | 3621 | 144 | 346 | 4111 | ¥44,809 | ¥4,481 | ¥8,962 | ¥13,443 |

総合事業(世田谷区)

| 基本部分 | 基本報酬 | サービス提供体制強化加算Ⅱ | 処遇改善新加算Ⅰ (9.2%) | 総単位数 | 地域係数 (×10.9) | 利用者1日負担額 (1割) | 利用者1日負担額 (2割) | 利用者1日負担額 (3割) |
|-------------------------|------|---------------|--------------------|------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| デイサロンこまば 要支援1(A6) | 1798 | 72 | 172 | 2042 | ¥22,257 | ¥2,226 | ¥4,452 | ¥6,678 |
| デイサロンこまば 要支援2(A6)週1日 | 1798 | 72 | 172 | 2042 | ¥22,257 | ¥2,226 | ¥4,452 | ¥6,678 |
| デイサロンこまば 要支援2(A6)週2日 | 3621 | 144 | 346 | 4111 | ¥44,809 | ¥4,481 | ¥8,962 | ¥13,443 |

2. 選択的サービス（サービスを利用される場合に加算されます）

| 要介護の方 | 自己負担額（1割） |
|-------|-----------|
| 入浴 | 58円/日 |

※上記の自己負担額には、以下の加算分の料金を含みます。

- ・サービス提供体制強化加算Ⅱ
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ
- ・特定介護職員処遇改善加算Ⅰ

3. 昼食費

1食あたり 750円 (各種お飲み物、おやつ代含む)

お客様のご都合でキャンセルされた場合は、昼食費をキャンセル料として徴収させていただきます。詳細は【重要事項説明書】を参照して下さい。

4. 活動参加費

1回あたり「100円」(各種アクティビティ一活動・参加に要する材料費実費)
個別の活動に関わる費用につきましては、別途ご負担いただく場合があります。

5. フラワークリエーション参加費

1回あたり 880円 (花代として)

6. アートレクリエーション・アクセサリー作り

1回あたり 350円 (材料代として)

【署名押印欄】

通所介護・総合事業通所型サービスにあたり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項、利用料金表について説明いたしました。

■ 説明日 令和 年 月 日

■ 事業者

＜事業者名＞ デイサロンこまば（事業所番号1371000660）
＜所在地＞ 〒153-8516 東京都目黒区大橋2丁目19番1号
＜代表者名＞ 施設長 坂野 悠己 印

■ 説明者

＜所属 役職＞ デイサロン こまば 生活相談員

＜氏名＞ 石田 文子

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要な事項、利用料金表の説明を確かに受けました。

■ お客様（ご本人）

＜ご住所＞ 〒

＜お名前＞

■ 家族様（□ 署名代行者）

＜ご住所＞ 〒

＜お名前＞